

38 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【18,357(24,591)百万円】

対策のポイント

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の高齢化や人口減少に伴う活力低下は深刻なものとなっており、農山漁村の活性化が国の重要な政策課題となっています。
- ・農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、都市と農村の交流を推進することが必要です。

政策目標

- 生産された地域産物や地域資源の活用、販路拡大に係る取組を新たに創出（今後5年間で250グループ）
- 全国の市町村の過半（1,000以上）で定住、交流に資する農山漁村の活性化を促進（平成27年度）

<主な内容>

1. 生産基盤及び施設の整備

定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備などを支援します。平成23年度は、生産機械施設等一部事業メニューについて、経営体（農業生産法人や農事組合法人）の主体的な経営判断による取組を促進するため、融資主体型支援の仕組みを導入します。

2. 定住環境の整備

定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援します。

3. 地域間交流の促進

地域間交流の拠点となる施設の整備を支援します。

補助率：定額（定額、1／2等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-3501-0814（直））]